

資料 6 - 1

さいたま文学館資料収集の基本方針

さいたま文学館（以下「文学館」という。）の所蔵資料は、本県にゆかりのある文学者の作品や文学関係資料を基本とし、併せて、県民の文学活動の参考となる資料を備えるものとし、その資料の収集については次の方針によって行う。

1 収集資料の範囲

（1）時代

近代すなわち明治時代以降を中心とする。

（2）分野

ア 小説 イ 詩 ウ 短歌 エ 俳句 オ 川柳
カ 戯曲 キ 児童文学 ク 文学評論 ケ その他で文学的意義をもつと認められるもの（随筆、紀行文、伝説、地誌等）

（3）種別

ア 文学作品としての著作、刊行物（単行本、全集、選集などの図書類）
イ 文学や文学関係事項を収録した文献、刊行物（結社誌、同人誌などの雑誌類）
ウ 文学者や文学作品に関する諸資料（原稿、書簡、日記、色紙、蔵書、遺品、録音、録画資料、文学作品のさし絵・映像化資料等）
エ 文学の創作、鑑賞、研究等の活動に参考となる資料（文学関係の参考図書、新聞・雑誌、辞典・事典等）

2 収集資料の対象

（1）種別ア、イ、ウの資料については、本県にゆかりのあるものとし、おおむね次による。

- 文学者は、本県の出身者、本県の居住者若しくは本県に居住したことのある者、又は、これらの者の文学活動に大きな影響を与えた者。
- 文学作品は、本県ゆかりの文学者の著作、本県に関する事柄が題材となっているもの。
- 雑誌等は、本県で発行されたもの、本県が主宰者、同人等の活動の中心となっているもの。

（2）種別エの資料については、文学の創作、鑑賞、研究等、文学活動に参考となるもので、おおむね次による。

- 日本文学一般についての基礎的ないし基本的な参考資料（文学作品としての著作、刊行物及び文学作品の朗読・映像化資料を含む。以下、同じ。）
- 日本文学の各分野についての “ （ “ ）
- 世界文学一般についての “ （ “ ）
- その他文学活動上、又は文学館の事業運営上、必要な新聞、雑誌及び辞典、事典等

（3）その他、上記（1）、（2）に該当しない資料で、（1）、（2）に該当する資料の収集過程等において入手可能となった、極めて資料価値が高いと認められるもの。

3 資料収集の方法

資料の収集は、寄贈（受贈）、購入、寄託の方法による。

資料 6 - 2

さいたま文学館資料収集の要領

さいたま文学館資料収集の基本方針に基づき、次の要領によって資料の収集を行う。

- 1 埼玉県にゆかりのある資料の収集に努める。
 - (1) 印刷刊行物については、可能な限り発行された当時の資料、いわゆる初版本などを収集する。

また、初版本などは収集に難しさもあることから、発行された当時の資料を理解するものとして復刻版なども収集する。

なお、作品鑑賞などのための資料としては、発行時期にこだわらず当該作品の収録された資料を収集する。
 - (2) その他の文学関係資料については、文学者の執筆原稿や書簡など、いわゆる肉筆ものなどを収集する。

また、文学者の活動や業績を理解する資料として、それらのことが記された文献なども収集する。

なお、生活用具などの遺品については、文学者の業績や当該遺品の保存意義などを勘案して収集する。
- 2 文学活動の参考となる資料の収集に努める。
 - (1) 日本文学についての基礎的ないし基本的な資料として、創作、鑑賞、研究等の入門書、解説書などのほか、評価の定まった著名な文学者の作品や大きな話題となった文学作品を収録した刊行物なども収集する。

また、世界文学についての資料は、日本文学に準じた扱いとするが、専門的な内容のものまでは及ばないこととし、主として和書、翻訳書によって収集する。
 - (2) 新聞、雑誌等の資料は、文学の専門紙・誌のほか、関係分野としては読書、出版、芸術など広範かつ多量となる。このため、積極的に系統だてて収集するものは、いわゆる有力紙・誌の既刊分（バックナンバー）に限定する。
- 3 その他、資料収集に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 新聞・雑誌等の定期刊行物で、現に刊行されているものは、刊行のつど購入して収集する。
 - (2) 文学館は文学図書館的であるとともに博物館的な施設でもあり、所蔵する資料の多様性が期待されることから、文献資料にとどまらず、文学作品の挿絵や映像化フィルムなどの収集にも留意する。